

都市計画の提案制度

○ 都市計画の提案とは？

土地所有者やまちづくり NPO 法人などが、一定の条件を満たした場合に都市計画の決定又は変更を提案することができる、法に基づく制度です。市決定事項である用途地域、地区計画などについて市に提案することができます。

○ 誰が提案できるの？

次の個人や団体が提案できます。

- ・提案する区域内の土地所有者や借地権者
- ・まちづくり NPO 法人
- ・公益法人
- ・地区まちづくり協議会

○ 提案できる規模(面積)は？

3,000 m²以上の一団の土地です。

○ どのように提案するの？

提案者（個人・団体）は都市計画提案書を市長に提出します。提案に当たっては、土地所有者等の2／3以上の同意（人数及び面積）が必要です。

※ 提案を考えている方は事前相談をお願いします。

○ 提案したら採用されるの？

提案を採用するかどうかは、審査基準に基づき、市長が判断します。

- ・市の上位計画（総合振興計画・都市計画マスタープランなど）に適合していること
- ・関係する市の条例・規則に適合していること など

○ 手続の流れ

